

緊急連絡カードを配布

「ひとり暮らし高齢者などの」"もしも"に備えて

緊急連絡カードとは

自宅に倒れ、救急搬送する必要がある場合に、救急隊員が迅速に救命作業を行うため、緊急連絡先などを記載したカードです。

もしもの時に救急隊員がすぐに確認できるように、カードは保管容器に入れ、冷蔵庫で保管します。

配布対象者

大野城市災害時避難行動要支援者支援計画届出書兼情報提供同意書（高齢者世帯などに、令和5年8月送付）で「避難支援が必要」を選択した人

※右記に当てはまらない人でも、緊急時に不安があり備えたい人には配布しています。福祉サービス課に問い合わせてください。

配布方法

郵送
配布開示 3月下旬（準備が整い次第順次送付）

配布するもの

緊急連絡先などを印刷した緊急連絡カード（古いカードは、新しいカードと交換してください。）

取扱説明書



問い合わせ先

福祉サービス課福祉政策担当

☎(580)1851
FAX(573)8083

※初めて緊急連絡カードを受け取る人には、次のものも配布します。

- ◇緊急連絡カードを入れる保管容器（冷蔵庫に保管してください。）
- ◇冷蔵庫に貼るマグネット
- ◇玄関の内側に貼るシール

福祉タクシー利用券を交付します

対象者

市内に居住する在宅の人で、次のいずれかに当てはまる人

- ◇視覚、下肢・体幹、内部機能のいずれかの障がいと身体障害者手帳の等級が1級・2級
- ◇下肢・体幹、平衡機能のいずれかの障がいの等級が3級で、その他の障がいと重複し、身体障害者手帳の等級が1級・2級

- ◇視覚、下肢・体幹、内部機能、平衡機能のいずれかの障がいと重複し、身体障害者手帳の等級が1級・2級
- ◇療育手帳の判定がA
- ◇精神障害者保健福祉手帳の等級が1級

※施設に入所している人や医療機関に入院している人は対象になりません。

受付開始日

3月25日(月)

交付枚数

年間48枚を限度（1枚あたり500円分の利用券）
※じん臓機能障がい1級の人は、年間60枚を限度

必要なもの

◇身体障害者手帳
◇療育手帳◇精神障害者保健福祉手帳

※代理人でも申請可

申し込みと問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852
FAX(573)8083



令和6年度の利用券